

道民の森・神居尻地区「水源の森づくり」の実施に係る協定書
（「協働の森づくりゾーン」）

北海道石狩振興局長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、道民の森・神居尻地区「水源の森づくり」（「協働の森づくりゾーン」）活動（以下「森づくり活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙双方の役割を明らかにし、森づくり活動が円滑かつ確実に実施されることを目的とする。

（区域の設定）

第2条 乙が行う森づくり活動の区域は、次のとおりとする。

実施場所（区域）	
面積	ヘクタール（別図のとおり）

（協定の期間）

第3条 この協定期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、乙に期間延長の意思がある場合は、甲と協議し、期間を延長することができる。

（実施計画書の提出）

第4条 乙は、この協定書とともに「道民の森・神居尻地区「水源の森づくり」実施全体計画書（第1号様式）」、毎年度、実施日の1月前までに「道民の森・神居尻地区「水源の森づくり」実施計画書（第2号様式）」を甲にそれぞれ1部ずつ提出するものとする。

2 乙は、前号の計画書の提出後において、作業内容を変更するときは、甲に協議するものとする。

（森づくり活動の内容）

第5条 乙が実施できる森づくり活動は、地拵え、植付け、保育（下刈、つる切り除伐及び間伐等。）の林業作業並びに歩道等の附帯施設（看板含む。）の設置、その他あらかじめ甲と協議して行う活動とする。

（入林の連絡及び実施報告）

第6条 乙は、森づくり活動を目的に第2条に規定する場所に入林するときは、「道民の森・神居尻地区「水源の森づくり」実施連絡書（第3号様式）」を入林する日の1月前までに甲に提出するものとする。

2 乙は、各年度において、森づくり活動が終了したときは、速やかに「道民の森・神居尻地区「水源の森づくり」実施報告書（第4号様式）」により活動内容を甲に報告するものとする。

（作業の委託）

第7条 乙は、第4条に規定する実施計画書に則した森づくり活動が困難になった場合又は当該活動を中止する場合は、甲と協議の上、林業事業体等に作業を委託するなど、適切な処置を講じるものとする。

(経費の負担等)

第8条 森づくり活動に必要な経費については、乙が負担するものとする。

2 乙は、森づくり活動に必要な道具類について、甲に借用を申し出ることができるものとし、甲は、石狩振興局森林室で貸し出し可能な道具類を乙に貸与するものとする。

(事故の責任)

第9条 乙は、事故防止のために必要な処置、事故発生時の緊急処置及びその事後処理について、必要な対策を講じるとともに万全を期すものとする。

2 乙は、森づくり活動に伴って発生した事故について、甲に対し、損害賠償等一切の請求を行わないものとする。

(山火事防止等)

第10条 乙は、たばこの投捨てや火の始末等に注意するなど、山火事防止に努めるとともに、山火事が発生したとき又は山火事を発見したときは、直ちに石狩振興局森林室及び当別消防署に連絡するものとする。

(権利の放棄)

第11条 乙は、第2条に規定する区域内に設置した工作物について、森づくり活動完了後に撤去して原状復旧を行う場合以外において、植栽した樹木の所有権のほか森づくり活動により生じるすべての権利を放棄するものとし、その権利は甲に帰属するものとする。ただし、森林環境学習用資材として利用するものについては、この限りではない。

(立木等の所有権)

第12条 乙は、第2条に規定する区域内に存在する立木、その他の物件について、一切の権利を有しない。

(協定の解除)

第13条 乙又は甲から、何らかの理由によりこの協定の解除の申し出があった場合には、両者において協議の上、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙がこの協定又は法令等に違反した場合、この協定を解除することができる。

(協定に定めのない事項)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、必要事項を定めることができる。

附則

この協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者において、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道
石狩振興局長

印

乙 住所
氏名

印